

「労働者協同組合」という新しい形態の法人が、国の法律で制度化されました。
組合員が自ら出資し、それぞれの意見を反映して自らが事業に従事し、労務の対価を得る制度です。
地域づくり、介護・福祉、子育て、若者・困窮者支援など、さまざまな分野での活動が想定されています。
この度、「労働者協同組合」の設立に向けた手続などの相談に対応する窓口を設置しましたので、ご活用
ください（鳥取県委託事業）。

労働者協同組合相談窓口

のご案内

相談対象・内容

- ・労働者協同組合の制度・仕組みについて知りたい個人・団体の方
- ・労働者協同組合を設立したいとお考えの個人・団体の方
- ・労働者協同組合とNPO法人・企業組合との組織的な違いを知りたい個人・団体の方
- ・NPO法人・企業組合から労働者協同組合への移行をお考えの個人・団体の方
- ・取組事例や取組を実践する上での留意点等を知りたい個人・団体の方



※相談を希望される方は以下の相談窓口にご電話をお願いします。

また、相談の内容によっては、他の土業・支援機関におつなぎする場合があります

■ 窓口設置先

とっとり協同労働推進ネットワーク

（〒680-0841鳥取市吉方温泉1丁目252-1）

■ 相談対応日 平日 午前9時～午後5時

（お盆期間・年末年始を除く）

■ 電話番号 0857-30-7471

